

山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザル
企画提案審査基準

1. 基本方針

本業務の受託候補者の選定にあたっては、業務仕様書などの関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションでの説明、質疑応答から各提案者の次の項目について評価を行い、受注候補者の順位づけを行う。

- ① 事業者に関する項目
- ② 提案に関する項目
- ③ 見積価格に関する項目

2. 各項目の評価の視点

① 事業者に関する項目

(1) 提案会社の信用状況について

- ・ 業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有しているか。
- ・ 優良運輸事業者の認定を受けているか。
- ・ 指揮系統及び責任体制はしっかりしているか。

(2) 業務実績について

- ・ 本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか。スクールバスに関する実績のみでの判断ではなく、教育機関におけるバス運行を請け負った実績等も考慮して判断する。

(3) 行政処分・事故等の状況について

- ・ 過去5年間に行政処分を受けている場合、その違反行為等について、人命にかかわるような重大なものであるか。
- ・ 本業務に関わると思われる行政処分について、真摯に受け止め改善できているか。

② 提案に関する事項

(1) 本業務に係る基本的な考え方について

- ・ 児童・生徒の安全を第一に考え、取り組む姿勢が感じられるか。

(2) 業務実施体制について

- ・ 安全運行のための実施体制、運転士の配置計画、運転士の代替確保体制等は十分であるか。
- ・ 事業所で感染症のクラスターが発生した場合等、非常時の業務実施体制の確保は可能であるか。

(3) 安全管理体制について

- ・ 飲酒運転の防止や、健康診断の実施など、事故等を防止するための体制は十分であるか。
- ・ 日常的に車両の清掃・点検を行う体制が整っているか。

(4) 緊急時の対応について

- ・ 登下校中の災害や路線上で交通事故が発生した場合の対応体制は十分であるか。
- ・ 車両トラブルが発生した場合の対応は十分であるか。
- ・ 車両トラブルにより貸し切りバスでの運行となった場合、保険・共済の加入状況は十分であるか。
- ・ 急な下校時間の変更等への対応は可能か。
- ・ 学校行事などによる運行時間や乗降場所の急な変更に対し、柔軟に対応できるか。

(5) 従業員への教育及び研修について

- ・ 運転士の教育、研修体制は整っているか。

(6) 準備体制について

- ・ 4月からの運行に対し、運転士の確保など、遅滞なく業務開始ができるか。

(7) 事業者としての優位性について

- ・ 他の業者と比較して、優位性が感じられるか。
- ・ 本業務に対して魅力的な提案はあったか。

③ 見積価格に関する事項

参考見積価格による採点

- ・ 提案価格が最も低い額を満点（20点）とし、2位以下は1位との比率を用いて算出する。（小数点第1位は切り捨て）
〔 最低見積価格 / 提案者の見積価格 × 20点 = 提案者の点数 〕

3. 配点

審査は、100点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

評価項目	配点（満点時）
① 事業者に関する項目	15点
② 提案に関する項目	65点

③ 見積価格に関する事項	20点
合 計	100点

4. 評価

評価の際には、項目ごとの審査基準を参考とし、審査項目ごとに6段階で評価を行う。評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

配 点 評 価	10点の場合	5点の場合
大変優れている	10点	5点
優れている	8点	4点
普通である	6点	3点
劣っている	4点	2点
大変劣っている	2点	1点
評価できない又は記載なし	0点	0点

5. 受注候補者の決定方法

- (1) 合計得点が最低基準得点（審査委員数×68点）を満たした者の中で、最高得点を取得した者を受託候補者として選定する。
- (2) 最高得点を取得した者が2者以上の場合は、見積金額が低い者を選定する。
- (3) 最高得点を取得した者が2者以上であり、かつ、最高得点取得者の見積金額が同額であった場合は、評価項目②「提案に関する項目」の合計点が高い者を選定する。
- (4) 参加申込が1者のみの場合は、合計得点が最低基準得点を満たしていれば選定する。

6. 2、3回目のプロポーザルを行う場合の採点方法

2、3回目のプロポーザルを行う場合は、新たに提出された「事業者としての優位性」に関する提案及び参考見積価格について、改めて採点を行い、1回目のプロポーザル時の「事業者としての優位性」及び参考見積価格に対する採点項目以外の合計点とを合算したものを得点とする。

「事業者としての優位性」に関する提案が新たに提出されなかった場合は、評価できないものとし、当該項目の得点は0点とする。

7. その他留意事項

- (1) 審査委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には、審査委員は事務局に連絡するものとする。
- (2) 審査においては、提案者の提案書作製技術によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。